

令和5年3月6日

庶務課

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

都職員の給与改定に伴う都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

補償基礎額をそれぞれ次のように改める。

(1) 学校医及び学校歯科医

ア 経験年数5年未満の場合

「7,059円」を「7,194円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「8,730円」を「8,820円」に改める。

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

「11,448円」を「11,481円」に改める。

(2) 学校薬剤師

ア 経験年数5年未満の場合

「6,135円」を「6,240円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「7,215円」を「7,260円」に改める。

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

「8,937円」を「8,943円」に改める。

3 新旧対照表

2～3ページのとおり。

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

条例 新旧対照表

現行							改正案						
本則 (略)							本則 (略)						
別表 補償基礎額表 (第4条関係)							別表 補償基礎額表 (第4条関係)						
医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	7 1,059 円	8 730 円	11 448 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円	学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	7 1,194 円	8 820 円	11 481 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円
学校薬剤師 の補償基礎 額	6 135 円	7 215 円	8 937 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円	学校薬剤師 の補償基礎 額	6 240 円	7 260 円	8 943 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円
備考 (略)							備考 (略)						
							附 則 (施行期日等)						
							1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。						

(経過措置)

2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。